壬生町要領第２号

「壬生藩鳥居家三万石のお殿様料理」認定要領を次のように定める。

令和３年３月２９日

壬生町長　小　菅　一　弥

「壬生藩鳥居家三万石のお殿様料理」認定要領

（目的）

第１条　この要領は、「壬生藩鳥居家三万石のお殿様料理」（以下「お殿様料理」という。）を本町の名物として認定することにより、県内外から観光客を誘致し、町内経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　お殿様料理とは、壬生藩鳥居家が食した御献立帳を基に、町内の飲食店等が壬生町産の食材等を使って再現したものをいう。

（認定の種類）

第３条　お殿様料理の種類は次のとおりとする。

(1) 壬生お殿様料理

(2) 壬生お姫様料理

(3) お殿様土産

(4) お姫様土産

２　お殿様料理の要件は、次のとおりとする。

(1) 壬生お殿様料理

ア　御献立帳を基に再現した料理又は現代風に手を加えた料理であること。

イ　壬生町産の食材を生かした料理であること。

ウ　城下町壬生を感じさせる料理及び名称であること。

(2) 壬生お姫様料理

　ア　既存のメニューに御献立帳を基に再現した料理又は現代風に手を加えた料理を添えた料理であること。

　イ　予約を必要とせず、常時提供できる料理であること。

(3) お殿様土産

　ア　城下町壬生を感じさせるパッケージ及び名称で店舗販売品であること。

　イ　壬生町で生産又は製造された商品であること。

 (4) お姫様土産

　ア　デザート又は菓子等の商品であること。

　イ　壬生町内で製造されている商品であること。

　ウ　城下町壬生を感じさせる名称であること。

（認定の申請）

第４条　お殿様料理の認定を受けようとする者は、「壬生藩鳥居家三万石のお殿様料理認定申請書」（様式第１号）を町長に申請するものとする。

（認定の審査）

第５条　町長は、前条の申請があった場合、審査をみぶブランド推進協議会（以下「協議会」という。）に依頼する。

２　協議会は、その内容について審査し、その結果を町長に報告する。

（認定の決定）

第６条　町長は、協議会の審査結果を受けて、お殿様料理として適当と認めるときは、「壬生藩鳥居家三万石のお殿様料理」認定証（様式第２号）を交付する。

　（認定事項の変更等）

第７条　前条の認定を受けた者が認定内容を変更又は廃止するときは、「壬生藩鳥居家三万石のお殿様料理」認定（変更・廃止）届（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、お殿様料理として認定した要件を満たさないことが明らかになったときは、認定を取り消すことができる。

（補則）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　（適用期日）

１　この要領は、令和３年４月１日から適用する。

　（「壬生藩鳥居家三万石の大名料理」認定要領の廃止）

２　「壬生藩鳥居家三万石の大名料理」認定要領（平成３０年壬生町要領第５号）は、廃止する。

（経過措置）

３　「壬生藩鳥居家三万石の大名料理」認定要領廃止以前に認定を受けたものは、本要領　の壬生お殿様料理の認定を受けたものとして認定する。